

国民年金第3号被保険者の手続きについて 届出をお忘れなく！

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

健康保険被保険者の被扶養配偶者の方は、届出をすることにより国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの妻など、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方）に該当します。国民年金第3号被保険者に該当すると、本人が国民年金保険料を負担しなくても、その期間については保険料納付済期間とみなされます。

第3号被保険者となった場合の手続き

配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者になったとき
結婚、収入減、会社を退職するなどして配偶者の扶養になったとき
配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき
届出書に年金手帳を添えて**配偶者の勤務先**に、第3号被保険者の届出をしてください。

第3号被保険者の住所や氏名に変更があった場合の手続き

住所を変更した場合
「国民年金被保険者住所変更届」を**配偶者の勤務先**に提出してください。
氏名を変更した場合
「国民年金第3号被保険者関係届」を**配偶者の勤務先**に提出してください。



第3号被保険者でなくなった場合の手続き

配偶者が退職（失業）したとき
離婚したとき
配偶者が死亡したとき
収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき
第1号被保険者となり、自分で保険料を納付することになりますので、**下野市役所の市民課窓口**に、社会保険資格喪失証明書等、印鑑、年金手帳をお持ちのうえ、届出をしてください。詳しいお問い合わせは保険年金課（☎40-5558）まで。
第3号被保険者だった方が就職して厚生年金や共済組合等に参加したとき
第2号被保険者となり、保険料は給料から天引きされますので、**勤務先の事業所**が届出をします。

問い合わせ先

栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074、4131

介護保険料は年金から特別徴収されます

特別徴収の概要

介護保険の被保険者のうち65歳以上の方の保険料は、条例の規定で算定された保険料を徴収することとされています。これらの被保険者は国民皆年金制度のもとで、ほとんどが何らかの公的年金に加入していることから、保険料を支払う被保険者の便宜を図るとともに、保険料を徴収する市区町村の事務負担を軽減し、しかも保険料徴収をより効率的で確実なものとするため、介護保険料を公的年金から特別徴収することとされています。



特別徴収対象者

市区町村に住所を有する65歳以上の介護被保険者のうち、毎年4月1日の時点において、政令で定める基準額（年額18万円）以上の老齢・退職・障害・遺族年金の受給者が対象となります。（ただし、4月の年金定期支払時に現況届の未提出により、年金が差し止めとなっている方は、対象となりません。）

保険料の徴収方法等

年金保険者は、対象となる年金の定期支払の際、市区町村から徴収依頼された介護保険料額を差し引いた年金を受給者に支払い、徴収した保険料についてそれぞれの市区町村に納付を行います。

なお、保険料額は、年度ごとに前年度所得等により段階別に算定されることになっていますが、前年度所得が確定するのが毎年4月以降であり、市区町村および年金保険者における事務処理に相当の期間がかかるため、4月、6月および8月の年金の定期支払の際には、前年度の保険料額（2月の定期支払の際の保険料額）により仮徴収を行い、10月、12月および2月の年金の定期支払の際に、毎年度所得等により算定された保険料に基づいた特別徴収を行うこととされています。

インターネットでご自身の年金記録が閲覧できる 「年金個人情報提供サービス」が便利です！

ユーザーID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか？

これまでの年金加入期間について、以下の記録をご確認いただけます

これまで加入されている公的年金制度の加入履歴

（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等）

国民年金の保険料納付状況

厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額など

提供する年金加入記録は毎月更新します。

社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）から24時間いつでも確認、お申し込みができます

- ・お申し込みの際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。
- ・年金手帳等を紛失してしまった場合は、再発行することができますので、栃木社会保険事務所（☎0282-22-6074）にご相談ください。

年金記録問題がクローズアップされた現在、ユーザーID・パスワードの申し込みが激増しており、取得するまでにおおむね1か月近くかかりますので、ご了承ください。

年金個人情報提供サービスの操作方法及びID・パスワードに関するお問い合わせ先

社会保険業務センター記録管理部記録提供課

（専用デスク 0422-76-1155 9:00～17:00）